

山形県地域公共交通計画の策定及び 山形県地域公共交通のプラットフォーム構築について

令和2年7月

山形県地域公共交通活性化協議会

1 背景

地域公共交通活性化再生法の一部改正（令和2年）

（1）地域公共交通活性化再生法の改正

◆平成19年に地域公共交通活性化再生法

⇒市町村が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設置し、「地域公共交通総合連携計画」を作成し、法定計画に基づき取組を推進する制度を創設。

◆平成26年同法を改正

⇒①まちづくりと連携し、②面的な公共交通ネットワークを再構築するため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定。

（2）平成26年改正以降の交通ネットワーク環境の変化

①人口減少の本格化、②高齢者による運転に係る問題の顕在化、③運転者不足の深刻化、④公共交通確保・維持のための財政負担の増加、⑤AI・IoT等のイノベーション、⑥インバウンドの急増

⇒特に、本県等の地方部では、人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等で、地域公共交通の経営環境は悪化し、路線廃止等が相次ぎ、補助金でかろうじて維持している状況。他方、インバウンド対応、AI・IoT技術の進展により、MaaSと呼ばれる個人単位の需要に応じた移動サービスを実現し、さまざまな形の交通ネットワークの活用が必要。

地域公共交通活性化再生法の一部改正（令和2年）

◆法改正により、持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を確保することを目的に、地方公共団体による「**地域公共交通計画（マスタープラン）**」の作成を**努力義務化**

⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進

⇒従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付け**

・バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細かに対応（情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮）

地域公共交通網形成計画（H26改正）

（市町村又は都道府県（市町村と共同）が作成）

**まちづくりと連携した
地域公共交通ネットワークの形成の促進**

地域公共交通計画（今回改正後）

（市町村又は都道府県（市町村と共同）が作成）

まちづくりと連携した
地域公共交通
ネットワークの形成



地域における
輸送資源の総動員

**メニューの充実やPDCAの強化により、
持続可能な旅客運送サービスの提供の確保**

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー

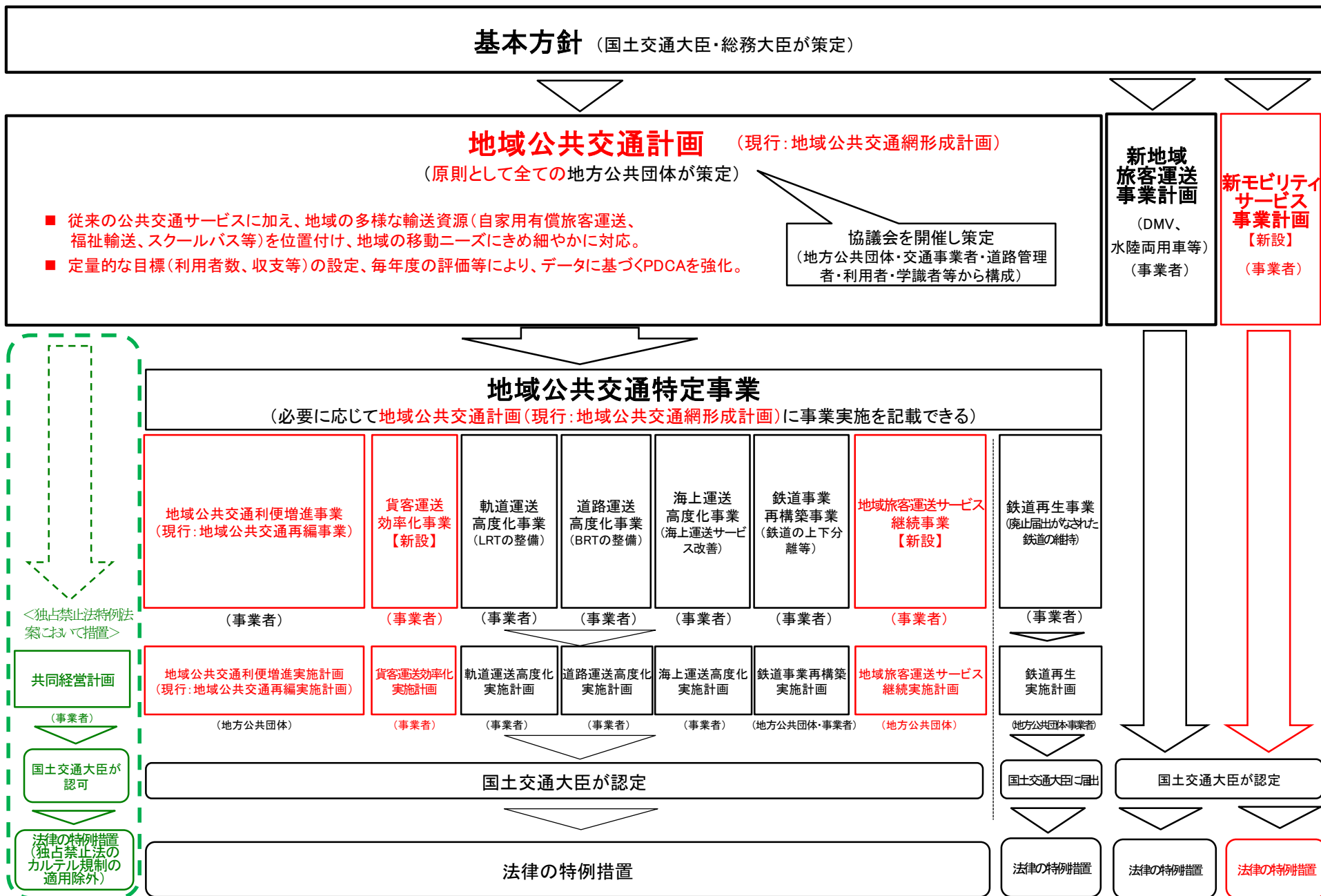


自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、
病院・商業施設等の送迎サービスなど

地域公共交通活性化再生法の基本スキーム(改正案)



2 山形県地域公共交通計画の策定及び山形県地域公共交通のプラットフォーム構築について

1 計画策定及びプラットフォーム構築に向けた実施体制

- 山形県地域公共交通計画の策定及び山形県地域公共交通のプラットフォーム構築に向けて、山形県地域公共交通活性化協議会から、株式会社ケー・シー・エス東北支社に業務を委託し、県、市町村や交通事業者等と連携し、作業を進める。

1 委託内容

(1) 実施主体 山形県地域公共交通活性化協議会

(2) 委託先 株式会社ケー・シー・エス東北支社

(3) 業務名称

山形県地域公共交通トライアル推進事業調査業務

(山形県地域公共交通計画作成及び山形県地域公共交通の可視化構築業務委託)

(4) 業務の内容

ア) 山形県地域公共交通計画作成

- 本県の状況・課題等を収集・分析し以下の内容をまとめる。

①基本的な方針・目標

②本計画の基本方針、数値目標、主要施策

③目標達成のための具体施策 等

イ) 山形県地域公共交通の可視化構築（プラットフォーム構築・オープンデータ化）

- 県内の様々な交通サービスの情報について、データベース化とオープンデータ化を図り、計画に反映する。

①交通サービスの情報(バス情報等)の収集・データベース化（プラットフォーム構築）

②バス情報等のオープンデータ化

③次年度以降のオープンデータの運用及びあり方検討 等

2 スケジュール

- 別紙のとおり

2 山形県地域公共交通計画の策定及び山形県地域公共交通のプラットフォーム構築について

1 計画策定及びプラットフォーム構築に向けた実施体制

山形県地域公共交通計画・山形県地域公共交通の可視化構築(オープンデータ化)の策定に係るスケジュール(案)

	令和2年度												令和3年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3.1月	2月	3月	4月～
計画策定			補助金 交付決定	● 事業説明会 ● プロポーザル契約			● 骨子案を 協議会で協議			● 素案を 協議会で協議		● 計画案を 協議会で協議 ● パブコメ	● 施行
データプラットフォーム				● バス情報等の収集 ● 交通事業者 ● 市町村等							● 国内CP(経路検索事業者)へ提供		● オープンデー タ運用
地域公共交通活性化協議会	● 協議会設立 (バス対策 協議会を 発展的解消)	● 補助金申請		● 協議会開催		● 協議会開催 ● 地域毎WG①			● 協議会開催 ● 地域毎WG②		● 協議会開催	● 計画等 承認	

※ 法定協議会の議論過程は、可能な限り公開していく

2 山形県地域公共交通計画の策定及び山形県地域公共交通のプラットフォーム構築について

(参考) 地域公共交通計画策定によるメリット

(1) 「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」

① 地域公共交通計画を策定した場合、みなし運行回数によるカット措置（密度カット）の適用除外（3年間限定）

〔地域公共交通協働トライアル推進事業であることが条件〕

⇒ 平均乗車密度の見込数値が5人未満の補助対象系統は以下のとおり、補助額が減額補正される（密度カット）。

【通常】 輸送量＝計画平均乗車密度 × 計画運行回数

【カット】 輸送量＝計画平均乗車密度 × 計画運行回数 × $\frac{\text{計画平均乗車密度}}{5}$ ※密度が5人以上であれば影響なし
(減額補正割合)

(2) 「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」

① 地域公共交通計画を策定した場合、上限額の引き上げ（3年間限定）

○ 地域公共交通計画を策定した場合の算定式

対象人口 × 150円 + 560万円（定額）

○ 通常の補助を受ける場合の基本算定式

i) 人口密度120人以上 : 対象人口 × 120円 × 0.7（補正係数）+ 460万円（定額）

ii) 人口密度120人未満 : 対象人口 × 120円 × 1.0（補正係数）+ 460万円（定額）

② 地域公共交通計画を策定した法定協議会に対するインセンティブ（3年間限定）

〔地域公共交通協働トライアル推進事業であることが条件〕

【原則】 ・市町村毎に設定する補助上限額の範囲内とする

【特定】 ・地域公共交通計画の対象区域内の市町村にあっては、市町村毎に設定する補助上限額（原則と同様）の合計額の範囲内で、協議会に対し補助金を交付し、柔軟に配分

<イメージ>

	原則			特例
	A市	B市	C町	A市・B市・C町
上限額	100	50	50	200
補助申請額	120	50	10	180
交付額	100	50	10	180

◆法改正による計画と補助制度の連動（未定）

現行の補助制度は、法定計画（網形成計画）の作成を補助要件としては求めておらず、別途に要綱に基づく補助計画を作成

⇒ 新たな「地域公共交通計画」については、乗合バス等の運行費補助と連動化し、真に公的負担による確保維持が必要な路線等に対し、効果的・効率的な補助を実施を検討。